

# 奈良 傳賞資格審査委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、奈良 傳賞資格審査委員会と称する。

(意義)

第 2 条 日本のワイスメンズクラブ創始者である奈良 傳の偉業を記念して、永年にわたり多くのワイスメンより敬愛され、かつワイスメンの鑑とみなされる有為の人材を表彰し、創始者の名を後世に残すものである。

(目的)

第 3 条 前条の意義に沿った人材として、各部、各クラブより推薦された人材の資格を審査のうえ決定する。記念として該当者の働きを記した記念品を贈呈する。

(位置)

第 4 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 5 条 本委員会は、理事および日本区または西日本区理事経験者 6 名の委員で構成され、理事が委員長となる。

(任期)

第 6 条 理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 6 期までの再任を妨げない。なお特別の事情のあるときは、連続 6 期を超える再任を妨げない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(受賞者の資格)

第 7 条 会員で、ワイスメンズクラブおよび YMCA での働きが顕著であり、ワイスメンズクラブの会員歴が 30 年以上、満 70 歳以上の者。表彰は毎年 1 名を原則とする。ただし、毎年受賞者を決めるとは限らない。

2. 前項に準ずる会員で資格審査委員会が有資格者と認めた会員

(受賞者の発表)

第 8 条 前条の有資格者より該当と思われる会員を毎年 4 月末日までに資格審査委員会が決定し、西日本区大会において表彰する。

2. 受賞者ならびに配偶者を西日本区大会に招待し、登録費は西日本区が負担する。

(付則)

第 9 条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日	改正	2001年7月1日	施行	2003年6月14日	改正	2003年7月1日	施行
2004年4月4日	改正	2004年4月5日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2009年4月5日	改正	2009年4月6日	施行	2014年6月14日	改正	2014年7月1日	施行
2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行				